

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う市営建設工事等の取扱いについて

平成 31 年 4 月 11 日

盛岡市財政部契約検査課

消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う市営建設工事等について、次のとおり取り扱うこととします。

記

1 工事等の取扱いに関する基本方針について

平成 31 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）以後に契約を締結する工事等（建設コンサルタント業務等を含む。以下同じ。）の取扱いに関する基本方針は、次のとおりとする。

(1) 入札、落札者の決定等の方法

消費税等の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、入札、落札者の決定等に当たっては、次の方法によるものとする。

ア 入札公告又は指名通知書に「落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。」の文言を明記し、入札参加者にその旨を周知するものとする。

イ 入札書には、事業者が見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（課税事業者の場合は消費税抜きに相当する金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の間尺で比較できるようにするために用いる計算上算出された金額）を記載させるものとする。

ウ 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするものとする。

なお、会計法令上は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が相手方の申込みに係る価格であるので、留意すること。

エ 随意契約による場合には、アからウまでの方法に準じた方法によるものとする。

(2) 契約書の請負代金額及び業務委託料の記載方法

契約の相手方が課税事業者の場合についてその取引に課される消費税等の額を明らかにするため、請負代金額及び業務委託料（以下「請負代金額等」という。）に併せて当該取引に係る消費税等の額（請負代金額等に 110 分の 10 を乗じて得た額）を記載するものとする。この場合において、契約の相手方が課税事業者と免税事業者とで結成された共同企業体の場合の当該取引に係る消費税等の額は、請負代金額等に課税事業者の出資の割合を乗じて得た額に 110 分の 10 を乗じて得た額とする。

なお、消費税等の額の算出に当たって 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 経過的な工事等に関する取扱方針について

(1) 平成 31 年 4 月 1 日（以下「指定日」という。）以後に契約を締結し、施行日以後に引渡し予定の工事等（平成 31 年度債務負担行為に基づく契約に係る工事等を含む。）の取扱いは、次のとおりとする。

ア 入札、落札者の決定等の方法及び契約書の請負代金額等の記載方法

1 (1)及び(2)によるものとする。

イ 前金払、部分払及び出来高部分払の取扱い

施行日の前日までに請求を受けた前金払、部分払及び出来高部分払には、消費税等の税率の改正による消費税等の増加分を含まないものとする。

ウ 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定の適用に当たっては、消費税等の税率の改正による物価の変動分を除くものとする。

(2) 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担に基づく契約に係る工事等で、指定日以後に契約を締結するものについては、2 (1)の工事等と同様に取り扱うものとする。

(3) 指定日の前日までに契約を締結し、施行日以後に引渡し予定の工事等で、指定日以後に行われる設計変更に伴い請負代金額等を増額する場合の当該増額分については、当該設計変更の時期に応じ、1 又は 2 (1)の規定に準じて取り扱うものとする。

(4) 指定日以後、施行日の前日までに契約を締結し、施行日の前日までに引渡し予定の工事等で遅延により引渡しが行われるもの取扱いは、次のとおりとする。なお、前金払い及び部分払いについては、2 (1)イの規定に準じて取り扱うものとする。

ア 消費税等の税率の改正による消費税等の増加額分の負担

工期の延長が工事請負契約約款第 19 条から第 21 条までの規定による場合、履行期間の延長が土木設計等業務委託契約約款第 19 条、第 20 条又は第 22 条の規定による場合、履行期間の延長が建築設計業務委託契約約款第 23 条、第 24 条又は第 26 条の規定による場合等、工期又は履行期間の延長が受注者の責に帰すことができない事由によりなされる場合は、消費税等の税率の改正による消費税等の増加額分（免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税等の税率の改正による消費税等の増加額相当分）につき請負代金額等を変更するものとする。

イ 請負代金額等の変更額

受注者と協議するための請負代金額等の変更額の積算は、次によるものとする。

(ア) 受注者が課税事業者の場合は、消費税等の税率の改正による消費税等の増加額分は、請負代金額等から取引に係る消費税等の額を除いた金額に 100 分の 2 を乗じて得た額とする。

(イ) 受注者が免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税等の税率の改正による消費税等の増加額相当分は、施行日以後の仕入れ相当額から仕入れに係る消費税等の額を除いた金額に 100 分の 2 を乗じて得た額とする。

ウ 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定の適用に当たっては、消費税等の税率の改正による物価の変動分を除くものとする。

エ 請負代金額等の変更の時期

請負代金額等の変更は、工期又は履行期間を延長するときに行うものとする。

- (5) 指定日の前日までに契約を締結し、施行日以後に引き渡される工事等で、受注者が免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税等の税率の改正による消費税等の増加額相当分につき請負代金額等を変更するものとする。
- (6) (1)から(5)までの規定により難い特別の事情があるものの取扱いについては、別途協議するものとする。